

## 【被用者年金一元化関係資料目次】

○制度的な差異の取扱いについて	
・厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例	1
・厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する 給付調整の取扱い	2
・60歳台前半の公務員OBに対する年金支給停止の強化	4
・老齢給付の在職支給停止に関わる過去の主な制度改正に おける既裁定者の取扱い	5
・厚生年金に70歳以上高在老を導入した場合の適用者数の推計	6
・加給年金額の加算要件に係る加入期間の取扱い	7
・国会議員又は地方議会議員の歳費等に基づく老齢年金の 支給停止の現行の取扱い（2階部分）	8
・地方公共団体の長の加算特例の概要	9
○追加費用等について	
・追加費用等	10
・追加費用の減額について	11
・共済年金における追加費用の概要	12
・追加費用総額の推移	14
・文官恩給（国支給）と追加費用（国共済）の推移	15
○制度体系、事務組織、積立金の管理運用について	
・関係条文	16
・基礎年金の費用負担の仕組み	18
・被用者年金各法における財政検証等に関する規定	19
・事務組織	21
・国内債券及び国内株式会社の市場規模	22
・被用者年金各制度の積立金運用について	23
・積立金運用に係る資産構成割合	24
・共済の独自運用について	25
○被用者年金一元化の閣議決定（18.4.28）について（概要）	26
○被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について（閣議決定）	27
○「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」に関する参考資料	
・これまでの経緯	32
・年金制度の体系	33
・被用者年金制度の保険料率の統一	34
・積立金の仕分け	37
・共済年金の職域相当部分について	39
・遺族共済年金の転給制度について	40
・支給開始年齢早見表	41

## 厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②老齢給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者） ・65歳までは低在老方式。 ・65歳以降は高在老方式。  ○制度間（共済年金加入者） ・支給停止なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年と同様の方式。  ○制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・厚年高在老方式。
③障害給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者）、制度間（共済年金加入者）ともに給付調整なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式。  ○制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・厚年高在老方式。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者の者があれば、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。	○先順位者の者が失権した場合、次順位者に支給される（転給あり）。
（経過措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子の5年遅れのスケジュール。 （昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子と同じスケジュール。 （昭和16年4月2日以降生まれ～）
⑦60歳前の繰上げ年金	○なし	○組合員期間等が25年以上あり、組合員期間が20年以上ある者が支給開始年齢前から退職共済年金受給を希望したときに、希望したときから減額受給できるもの。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [老齢(退職)給付版]

	厚生年金被保険者等 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	△	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [障害給付版]

	厚生年金被保険者 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

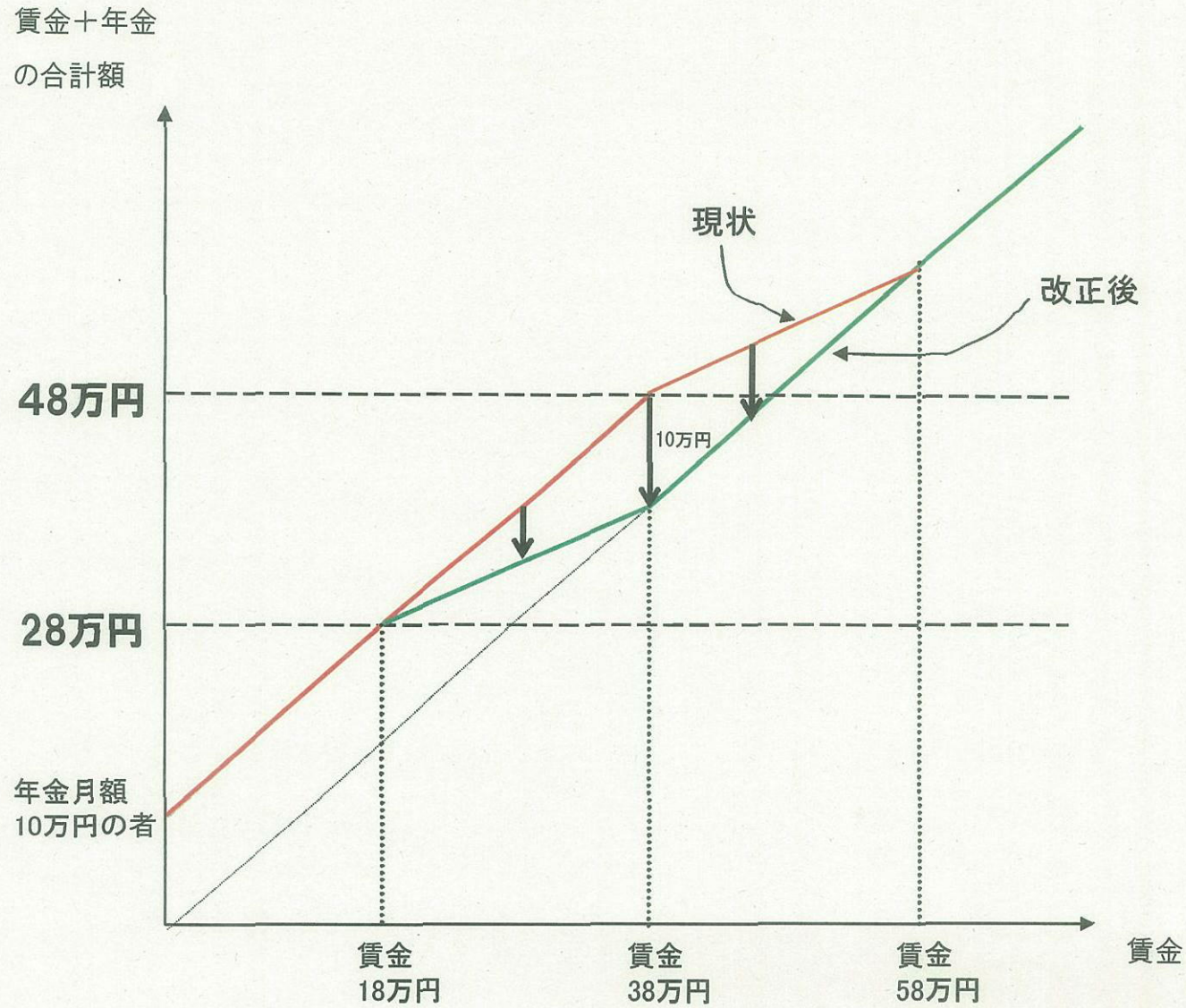
- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

# 60歳台前半の公務員OB等に対する年金支給停止の強化



# 老齢給付の在職支給停止に関わる過去の主な制度改正 における既裁定者の取扱い

## 平成6年改正(厚生年金・共済年金) (平成7年4月施行)

- 60歳台前半の者に適用される在職支給停止について、賃金の増加に応じ、賃金と年金の合計額が増加するよう改正
- 施行時60歳以上の者については、改正後の方式と改正前の方式とを比べて、停止額の少ない方を適用する経過措置を実施

## 平成12年改正(厚生年金) (平成14年4月施行)

- 60歳台後半の者にも在職支給停止の仕組みを導入(60歳台前半より緩やかな減額方法)
- 施行時65歳以上の者(受給権が発生していない者を除く)については、非適用とする経過措置を実施

## 平成12年改正(共済年金) (平成16年4月施行)

- 他の被用者年金制度加入中の支給停止について、従来の「緩やかな所得制限」から「厚生年金の60歳台後半の者に係る在職支給停止の仕組み」に切替え
- 施行時67歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施(それ以外の者については、既得権保障を行う特段の経過措置なし)

## 平成16年改正(厚生年金・共済年金) (平成19年4月施行)

- 70歳以上の者にも「60歳代後半の者に係る在職支給停止」と同様の仕組みを導入
- 施行時70歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施

厚生年金に70歳以上高在老を導入した場合の適用者数の推計

○70歳以上

○うち80歳以上(再掲)

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	381		156	
～ 150.0	92	24.2	57	36.3
150.0～ 199.9	47	36.6	24	51.4
200.0～ 249.9	50	49.6	19	63.7
250.0～ 299.9	24	55.8	7	67.9
300.0～ 349.9	38	65.8	11	74.9
350.0～ 399.9	25	72.5	8	80.3
400.0～ 449.9	11	75.5	3	82.5
450.0～ 499.9	13	79.0	5	85.9
500.0～ 549.9	5	80.4	2	87.1
550.0～ 599.9	5	81.6	1	87.7
600.0～ 649.9	12	84.9	4	90.0
650.0～ 699.9	3	85.6	2	91.2
700.0～ 749.9	7	87.3	2	92.5
750.0～ 799.9	4	88.3	1	93.0
800.0～ 849.9	2	88.7	1	93.6
850.0～ 899.9	4	89.7	1	94.3
900.0～	39	100.0	9	100.0
平均総報酬額 (月額換算、万円)	28.9		22.9	

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	59		33	
～ 150.0	23	38.8	15	45.5
150.0～ 199.9	6	48.2	5	60.3
200.0～ 249.9	6	58.7	3	69.4
250.0～ 299.9	2	61.3	1	73.3
300.0～ 349.9	4	67.8	2	78.5
350.0～ 399.9	4	74.8	1	82.7
400.0～ 449.9	1	76.7	1	84.8
450.0～ 499.9	2	79.3	1	88.6
500.0～ 549.9	1	80.3	0	89.7
550.0～ 599.9	1	81.7	0	90.1
600.0～ 649.9	2	84.5	1	92.0
650.0～ 699.9	0	85.2	0	92.4
700.0～ 749.9	1	86.5	0	93.4
750.0～ 799.9	1	87.9	0	93.6
800.0～ 849.9	0	88.3	0	93.8
850.0～ 899.9	1	89.2	0	94.6
900.0～	6	100.0	2	100.0
平均総報酬額 (月額換算、万円)	26.3		20.8	

- (注) 1. 健康保険被保険者実態調査(平成16年10月)をもとに推計したものである。  
 2. 網掛け部分は年金額(一部または全額)が支給停止となる階級である(対象者数合計11.5万人)。さらに、濃い網掛け部分は年金額が全額支給停止となる階級である(対象者数合計7.0万人)。  
 3. 支給停止となるか否かについては、全員が老齢相当の平均年金月額(報酬比例部分:男子 118,995円、女子 50,203円)を受給するものと仮定して推計している。

## 加給年金額の加算要件に係る加入期間の取扱い

### 【現行の加給年金の加算要件について】

- 加給年金については、被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合であって、一定条件を満たす配偶者や子（※）を有するときに、当該老齢厚生年金に加算される。

※ 加給年金額の加算要件について、具体的には以下のとおり。

- ① 被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合で、
- ② 当該老齢厚生年金の受給権を有する者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの間にある子若しくは20歳未満の障害等級1級・2級の障害のある子を有するときに加算される。

- 加給年金額の加算要件期間については、それぞれの被用者年金制度に係る加入期間を個々に計算し、複数の加入期間を有する場合は、各期間を通算しない。

### 【制度統合後の加給年金の加算要件について】

- 加給年金額の加算要件期間については、従前の被用者年金制度に係る加入期間を複数有する場合、制度統合により、各期間を通算することになる。
- したがって、従前、厚生年金と共済年金個々では加算要件期間を満たさない者であっても、通算することによって、加給年金額の加算要件期間を満たすことが可能となる場合がある。

#### 《事例》

- ・ 厚生年金に係る被保険者期間 10年
- ・ 共済年金に係る組合員期間 15年

#### （現行）

それぞれの加算要件期間が20年未満であるため、加給年金額は加算されない。

#### （制度統合後）

通算することにより加算要件期間が20年以上となるため、加給年金額が加算。



## 国会議員又は地方議会議員の歳費等に基づく 老齢年金の支給停止の現行の取扱い（2階部分）

- 厚生年金においては、「自制度の被保険者（支え手）である間は支給停止する」という考え方。国会議員や地方議会議員は被用者でなく、厚生年金の被保険者でないことから、その歳費等を勘案した年金支給停止の仕組みは設けられていない。
  
- 共済年金においては、国会議員や地方議会議員が他の被用者年金制度の加入者と同様の状況（歳費等が給与所得扱いであること等）にあることを踏まえ、他の被用者年金制度の加入者と同様、「緩やかな減額方法」により年金を支給停止する仕組みとなっている。

（参考）国会議員又は地方議会議員である場合の老齢年金支給停止の状況（平成16年度末現在）

	国共済	地共済	私学共済
議員である受給権者数	572人(国45、地方527)	3,158人(国22、地方3,136)	61人(国4、地方57)
支給停止者数	226人(国45、地方181)	1,460人(国22、地方1,440)	27人(国4、地方23)
支給停止額	181,457千円 (国50,620、地方130,837)	1,264,128千円 (国22,942、地方1,241,186)	10,810千円 (国1,323、地方9,486)
年金総額と 上記の占める割合	17,588億円 0.01%	45,006億円 0.03%	2,729億円 0.004%



# 追加費用等

## 【現状】

- 国共済・地共済の現行制度創設時（国共済は昭和34年、地共済は37年）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も年金として支給することとされた。恩給期間分は元来、保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえ、国・地方公共団体等が「追加費用」として負担している。

- 平成17年度の追加費用額

国共済	4,702億円	税負担分 3,315億円 郵政等分 1,387億円
地共済	1兆1,896億円	
合計	1兆6,599億円	

- 今後の見込み

- ・平成18年度以降（国共済+地共済） 約19兆円

（注）平成17年度末現価。なお、平成18年度は予算額、平成19年度以降は平成16年財政再計算ベース。

- 追加費用対象者数（平成17年度末） 215万人

（内訳）国共済64万人（うち郵政等分約18万人）、地共済151万人

- 平成17年度の文官恩給額

国支給	356億円
地方公共団体支給	489億円
合計	845億円

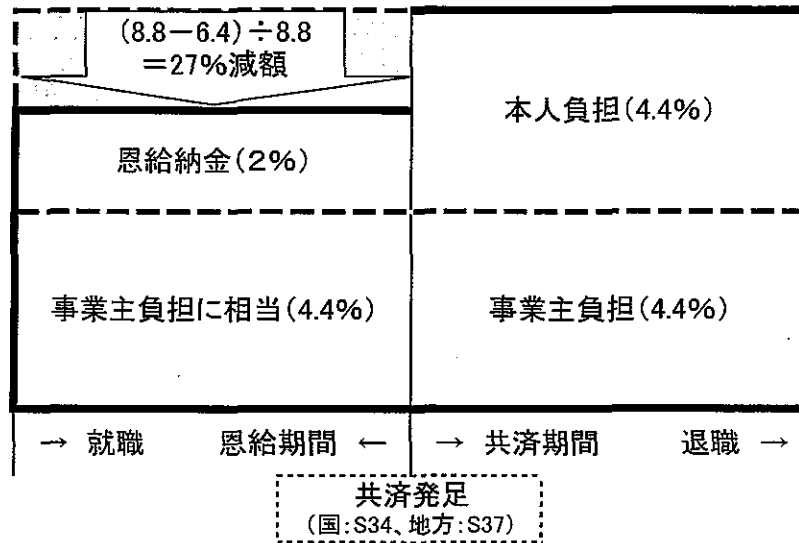
- 文官恩給対象者数（平成17年度末） 約7万人

（内訳）国支給 約3万人、地方公共団体支給 約4万人

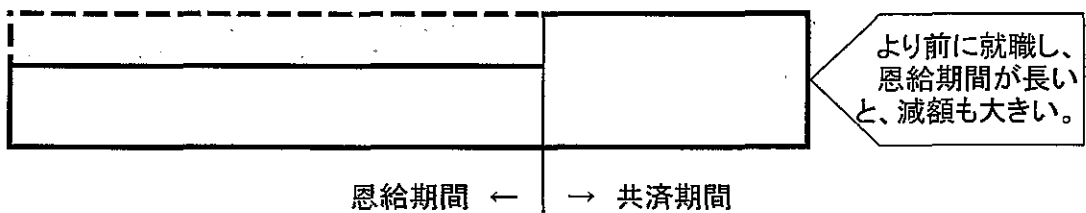
# 追加費用の減額について

## 1 基本的考え方

○恩給期間に係る給付(追加費用財源)について、負担に見合った水準まで一律に27%減額。



※恩給期間の長短によりどれだけ減額するかが変わる。



(例)勤続期間35年の者について恩給期間10年、共済期間25年の者であれば、 $27\% * 10/35 = \text{約}8\%$ の減額となる。

## 2 配慮措置

○受給者の生活の安定を確保し、その財産権を保障する観点から、以下の配慮措置を講じる。

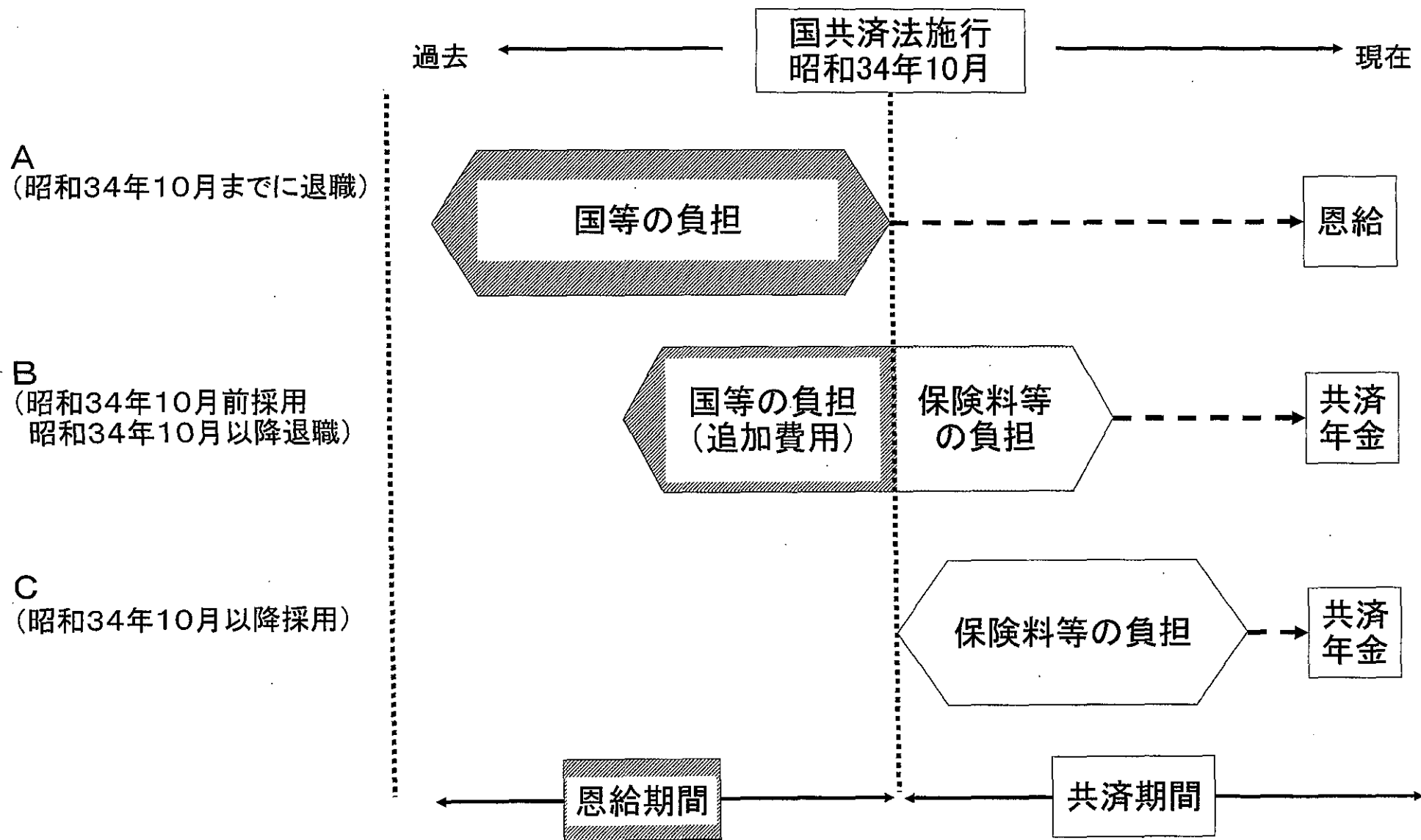
### ①給付額減額率の上限

給付額(恩給期間と共済期間の合計)に対する削減率に10%の上限を設けることとする。

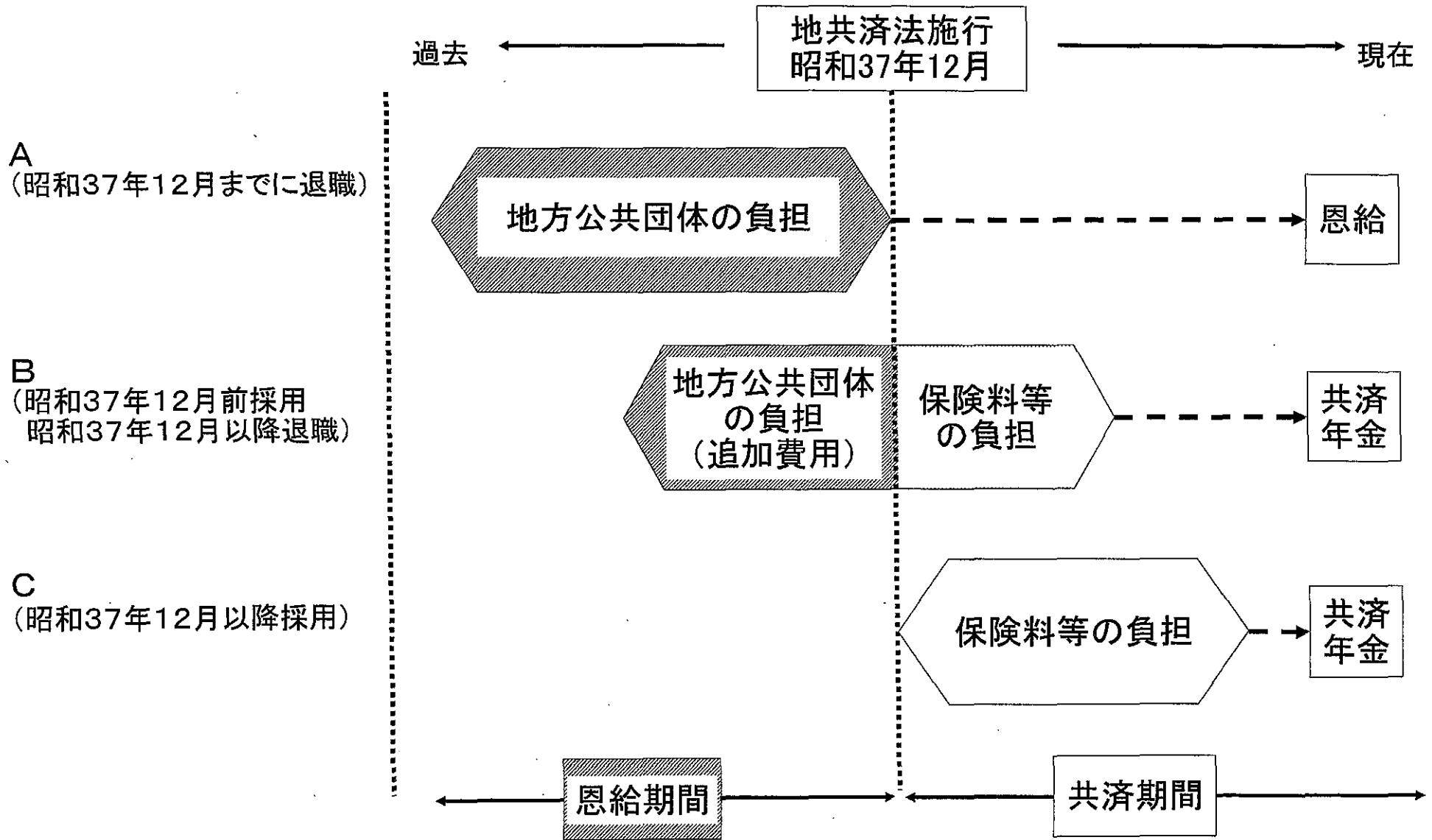
### ②減額対象の下限

250万円/年以下の給付(恩給期間と共済期間の合計)は減額しない。

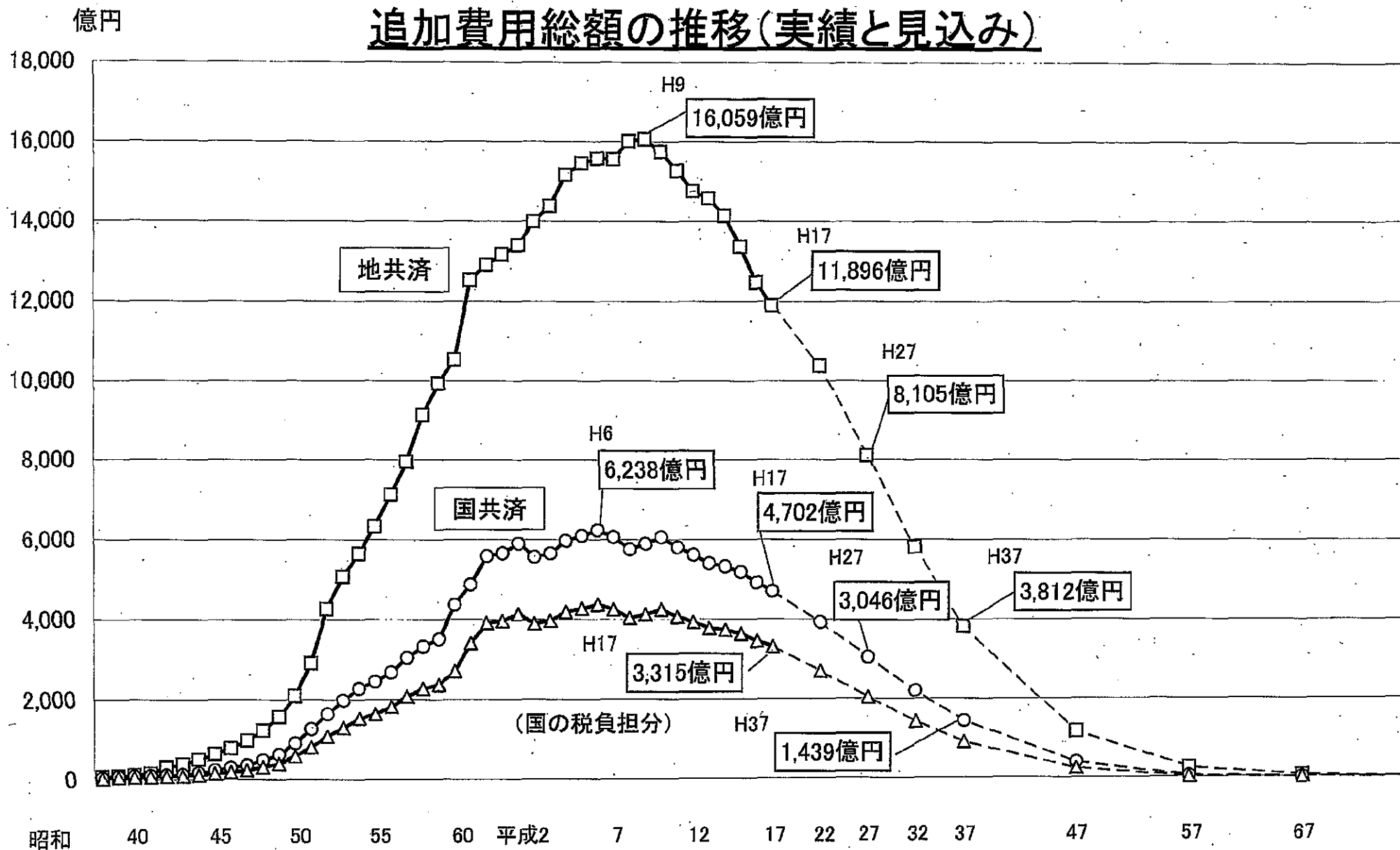
# 国家公務員共済年金における追加費用の概要



# 地方公務員共済年金における追加費用の概要

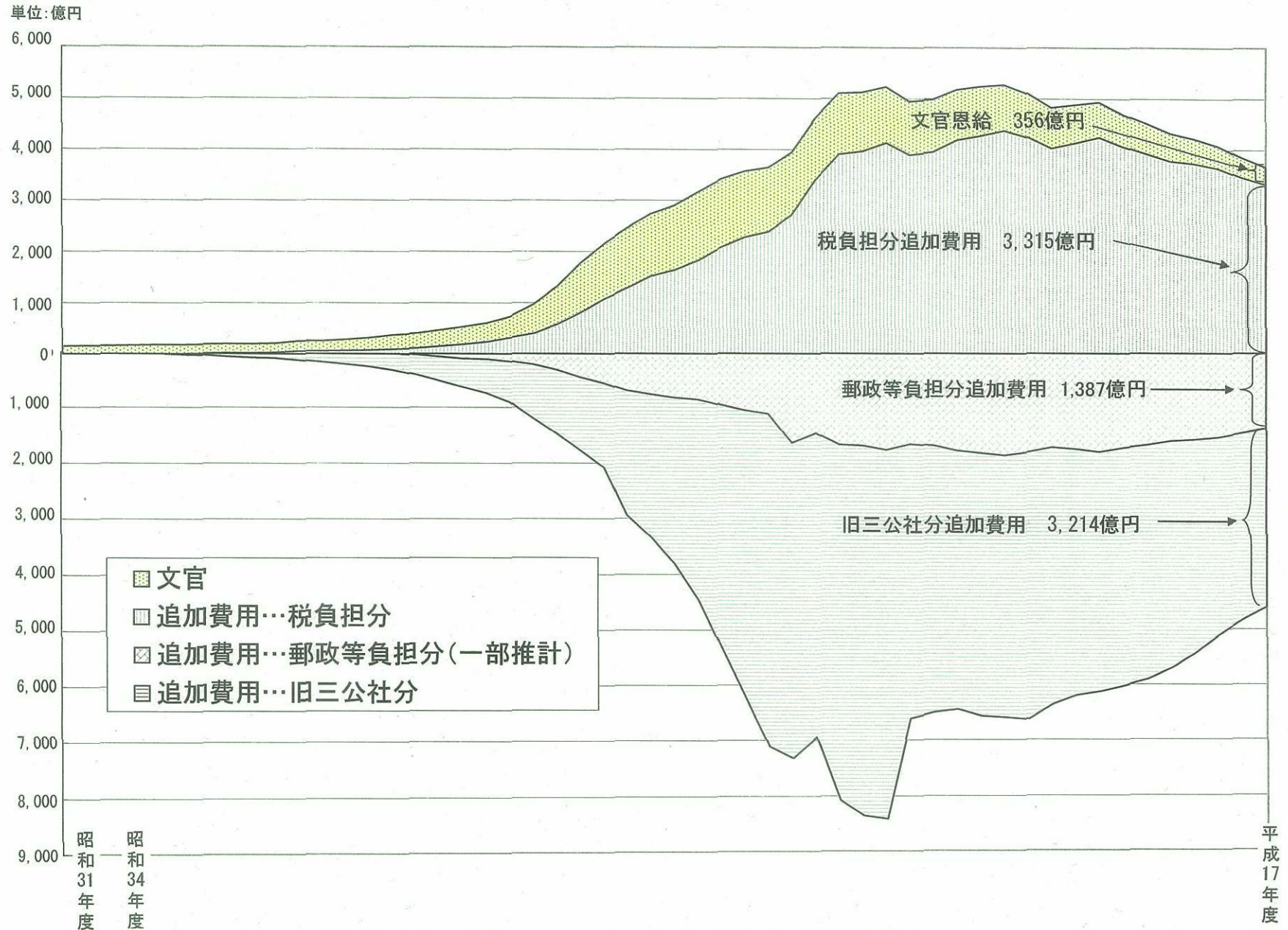


# 追加費用総額の推移(実績と見込み)



(注) 追加費用は、平成17年度までは実績値、平成18年度以降は平成16年財政再計算に基づく見通しである。  
 国共済の—△—は税負担分(過去分は一部推計)。

# 文官恩給(国支給)と追加費用(国共済)の推移



(注) 1. 旧三公社分は、JT、NTT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JR分)が負担している。

2. 郵政等負担分は、日本郵政公社、(独)国立印刷局及び(独)造幣局が負担している。



## 厚生年金保険法（抄）

（適用除外）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

- 一 国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、次に掲げるもの  
イ 略  
ロ 法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員  
ハ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）
- 二～五 略

国家公務員法（抄）	地方公務員法（抄）
<p>（退職年金制度）</p> <p>第百七条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。</p> <p>2 前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>3 第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。</p> <p>4 <u>前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。</u></p> <p>第百八条 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。</p>	<p>（共済制度）</p> <p>第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。</p> <p>2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する<u>退職年金に関する制度</u>が含まれていなければならない。</p> <p>3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</p> <p>5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。</p> <p>6 <u>第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。</u></p>

国家公務員共済組合法（抄）	地方公務員等共済組合法（抄）
<p>（国家公務員法との関係）</p> <p>第百二十六条の六 <u>この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第百七条に規定する年金制度とする。</u></p>	<p>（地方公務員法との関係）</p> <p>第百四十五条 <u>この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。</u></p>

# 基礎年金の費用負担の仕組み

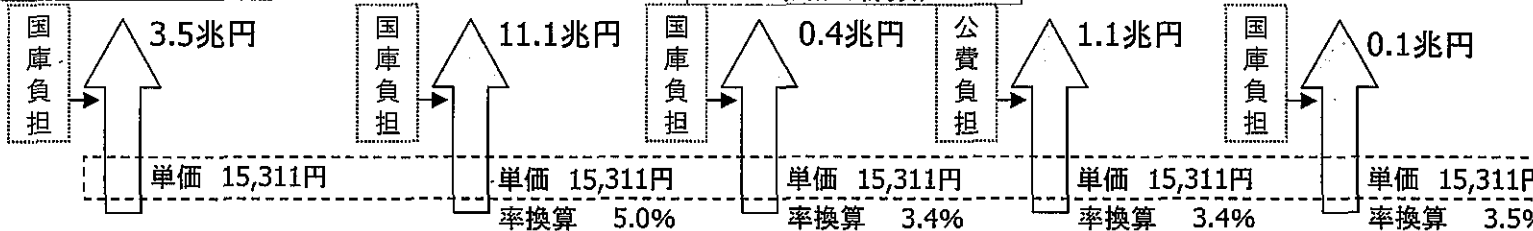
年金給付

**基礎年金** (全国民共通の給付) 16.8兆円  
 [平成18年度(満額) 1人6.6万円、夫婦13.2万円]

## 【基礎年金勘定】

国民年金制度拠出分      被用者年金制度拠出分

第1号被保険者 (保険料納付者数)      第2・3号被保険者 (加入者数)



基礎年金拠出金 (被保険者と被扶養配偶者の人数割り)

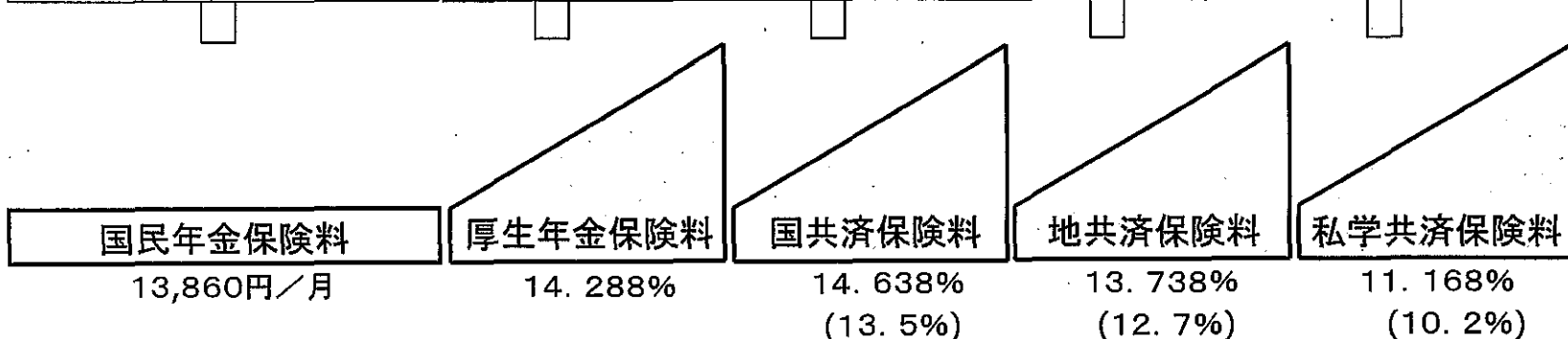
同一の拠出金単価

国民年金      厚生年金      国共済      地共済      私学共済

平成17年度基礎年金拠出金単価 (保険料負担分) 15,311円

定額保険料      定率保険料

保険料負担



※基礎年金拠出金の金額は特別国庫負担分を除く。

※平成18年4月現在

## 被用者年金各法における財政検証等に関する規定

### ◎ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号） 抄

（財政の現況及び見通しの作成）

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間（第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### ◎ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） 抄

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二 （略）

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2～7 （略）

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号） 抄

（費用の負担）

第百十三条 組合の給付に要する費用（老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二 （略）

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

2～7 （略）

## ○ 事務組織

### 【現状】

- 厚生年金、各共済年金は、それぞれ独立した公的年金制度となっており、年金事務は基本的にそれぞれの保険者組織で実施している。

制度	保険者
○ 厚生年金	社会保険庁
○ 国共済	国家公務員共済組合連合会
○ 地共済	地方公務員共済組合連合会 68共済組合 地方職員共済組合（1組合47支部） 公立学校共済組合（1組合47支部） 警察共済組合（1組合49支部） 東京都職員共済組合（1組合） 指定都市職員共済組合（10組合） 市町村職員共済組合（47組合） 都市職員共済組合（7組合）
○ 私学共済	日本私立学校振興・共済事業団

- 被用者年金の年金個人記録は、各制度でそれぞれ管理しており、被用者年金の額を知るためには、それぞれの制度の窓口にお問い合わせることが必要である。

## 国内債券及び国内株式の市場規模

	金額(兆円)	時点	参照指標	出典
国内債券	490.7	平成18年 10月31日	NOMURA-BPI 総合 (時価総額)	野村證券 金融研究所
国内株式	497.8	平成18年 11月20日	東証一部 (時価総額)	東京証券取引所

(注1) NOMURA-BPI総合: 残存期間1年以上、残存額面10億円以上の日本国内で発行される固定金利の円建公募債券。(国債、地方債、政保債、金融債、事業債、円建外債、MBSの種別がある。)事業債・円建外債などに対しては、A格相当以上の格付けを取得していることを条件にしている。

(注2) 国内債券の時価総額は、NOMURA-BPIの額面に時価単価を乗じて得た額。

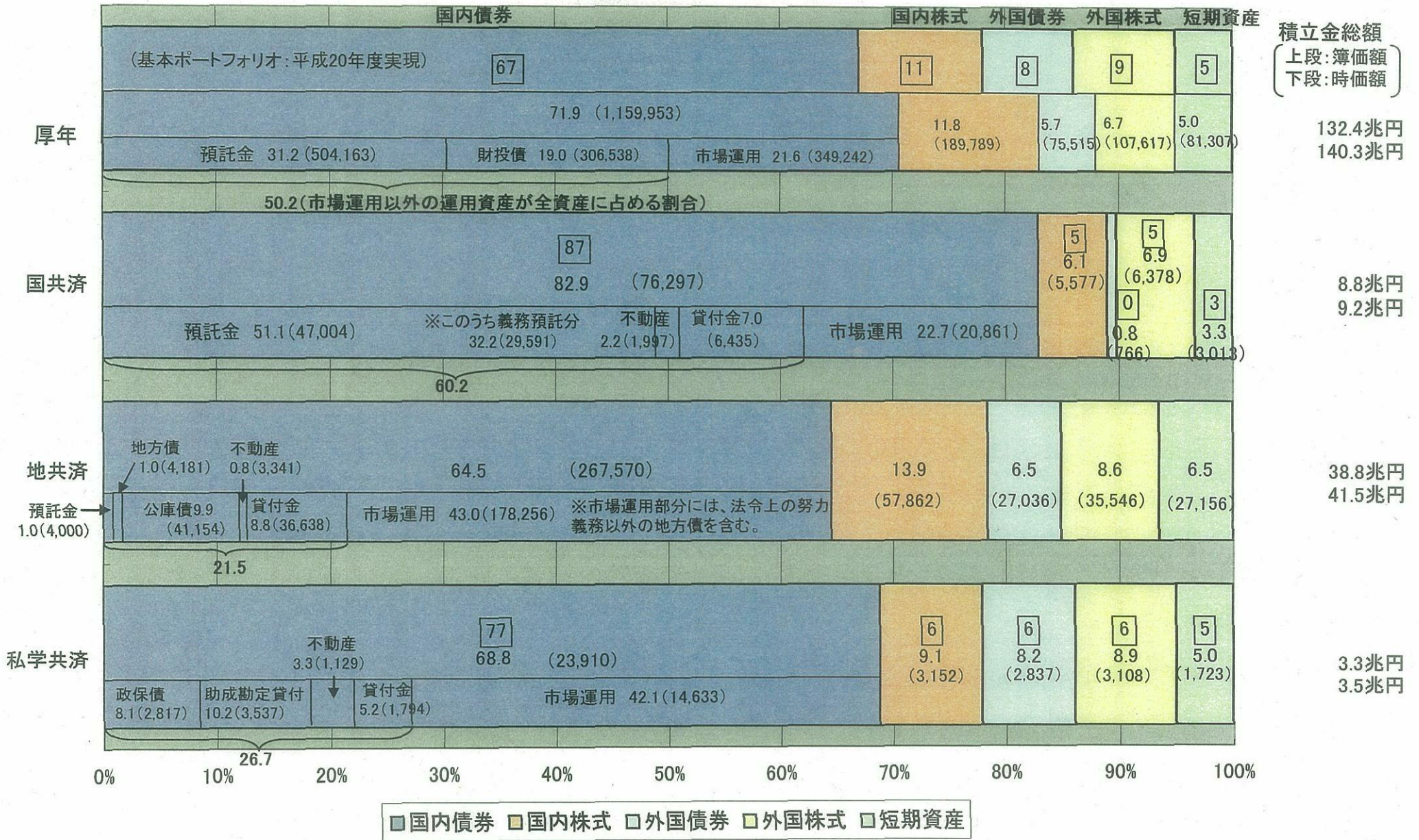
被用者年金各制度の積立金運用について

	厚生年金	国家公務員共済組合 連合会	地方公務員共済組合	私立学校 教職員共済
積立金の額 (H17年度末 簿価)	132.4兆円	8.8兆円	38.8兆円 (地共連 14.8兆円 その他総額 24.0兆円)	3.3兆円
運用の目的	○専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行う。	○事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に行う。	○組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政の目的の実現に資するように、安全かつ効率的に行う。	○安全かつ効率的に行う。 (私立学校教育の振興)
運用上の予定 運用利回り	3.37%	2.5%	地方公務員共済組合連合会 3.21%	2.1%
基本的な資産 構成割合	国内債券 67% 国内株式 11 外国債券 8 外国株式 9  短期資産 5	国内債券 78% 国内株式 5 外国債券 0 外国株式 5 貸付金 6 不動産 3 短期資産 3	地方公務員共済組合連合会 国内債券 64% 国内株式 14 外国債券 10 外国株式 11  短期資産 1	国内債券 53% 国内株式 6 外国債券 6 外国株式 6 貸付金 24  短期資産 5



# 積立金運用に係る資産構成割合

(平成17年度末)単位:%(カッコ内:億円)



(注1)口の中の数値は、基本的な資産構成割合(ポートフォリオ)を記載。(単位:%)  
 (注2)カッコ内の数値は、時価額を記載。ただし、地共済の国内債券の内訳については簿価額を記載し、時価額と簿価額の差は市場運用部分で調整。  
 (注3)厚年のH17年度末の資産額には、国年の積立金額及び旧年金福祉事業団からの承継資産額を含む。  
 (注4)端数処理のため計数が一致しない箇所がある。

## 共済の独自運用について（平成17年度）

厚生年金	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済																			
<p>○財投改革により預託義務は廃止。</p> <p>○年金積立金による財投債の引受。（平成19年度まで）</p>	<p>○財政融資資金への預託義務（積立金額の34%）</p> <p style="text-align: right;">29,591億円</p> <p>※義務以外も含めた預託金総額</p> <p style="text-align: right;">47,004億円</p>	<p>○財政融資資金への預託義務（警察共済組合の積立金増加見込額のうち、国の職員に係る額の30%）</p> <p style="text-align: right;">4,000億円</p> <p>○地方債・公営企業金融公庫債の購入努力義務（積立金増加額の30%）</p> <p style="text-align: right;">地方債 4,181億円</p> <p style="text-align: right;">公庫債 41,154億円</p>	<p>○政府保証債による運用義務（長期勘定の資産増加額の3分の1）</p> <p style="text-align: right;">2,817億円</p>																			
<p>○福祉事業（組合員への貸付、その他福祉事業への貸付）等への貸付金運用 【貸付金額（平成17年度）】 <span style="float: right;">（単位：億円）</span></p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">組合員への貸付</th> <th style="width: 15%;">その他福祉事業への貸付</th> <th style="width: 15%;">助成勘定への貸付</th> <th style="width: 25%;">総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国共済連合会</td> <td style="text-align: center;">7,214</td> <td style="text-align: center;">1,184</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">8,398</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地共済</td> <td style="text-align: center;">35,365</td> <td style="text-align: center;">1,273</td> <td style="text-align: center;">36,638</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私学共済</td> <td style="text-align: center;">1,136</td> <td style="text-align: center;">658</td> <td style="text-align: center;">(私学助成) 3,537</td> <td style="text-align: center;">5,331</td> </tr> </tbody> </table>					組合員への貸付	その他福祉事業への貸付	助成勘定への貸付	総額	国共済連合会	7,214	1,184	/	8,398	地共済	35,365	1,273	36,638	私学共済	1,136	658	(私学助成) 3,537	5,331
	組合員への貸付	その他福祉事業への貸付	助成勘定への貸付	総額																		
国共済連合会	7,214	1,184	/	8,398																		
地共済	35,365	1,273		36,638																		
私学共済	1,136	658	(私学助成) 3,537	5,331																		
<p>注1) 時価額を記載。ただし、地共済については簿価額。 注2) 端数処理のため計数が一致しない箇所がある。</p> <p>出典：平成17年度事業年報、平成17年度財務諸表</p>																						

## 被用者年金一元化の閣議決定(18.4.28)について(概要)

### 【被用者年金制度の一元化の趣旨】

被用者年金制度の一元化については、平成16年年金制度改正法附則の規定を踏まえ公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

### 【主な内容】

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率について、平成22年以降、今後廃止される3階部分も含めた率からスタートして、厚生年金と同じ0.354%ずつ引き上げ、平成30年(私学は平成39年)に厚生年金(18.3%)に統一。
  - (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
  - (3) ・共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)を廃止。  
・人事院による諸外国の公務員年金や民間企業の企業年金及び退職金の実態調査を踏まえ、新たな公務員制度としての仕組みを制度設計。
  - (4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人負担の差(恩給2%、発足時の共済年金4.4%)に着目して27%引下げ(=(4.4%-2.0%)/8.8%)。ただし、一定の配慮措置(給付額に対する減額率 $\leq$ 10%、減額後の給付額 $\geq$ 250万円)を講じる。
- 4月28日の閣議決定以降、残された課題である以下の事項について、引き続き検討を進めているところ。

### ※法案提出までに更に検討すべき主な事項

- ・個々の制度的差異の解消
- ・新たな公務員制度としての仕組みの制度設計
- ・追加費用減額の施行時期等
- ・追加費用に関する郵政公社、旧三公社等の取扱い
- ・文官恩給の引下げ措置の内容
- ・制度体系・事務組織・積立金の運用主体の在り方

以上

## 被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について

〔平成 18 年 4 月 28 日〕  
閣 議 決 定

被用者年金制度の一元化については、平成 16 年年金制度改正法附則の規定を踏まえ公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として、次に掲げるところにより、これを行うものとする。

### 1. 被用者年金制度の保険料率の統一

(1) 現行の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済(以下「各共済年金」という。)の被用者年金制度に共通する給付(以下「1・2階部分」という。)に係る保険料率を、次の①から③により厚生年金保険の保険料率に統一する。

① 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合(以下「公務員共済」という。)の保険料率が統一される翌年の平成 22 年から、1・2階部分の保険料率の統一を開始する。

② 現行の職域部分(3階部分)を廃止することを踏まえ(4.(1)参照)、平成 22 年以降は、それまで職域部分(3階部分)に対応する保険料として予定されていた部分の保険料率も含めて1・2階部分の保険料率とし、その率から厚生年金保険と同様に、毎年 0.354%ずつ引き上げ、

公務員共済については平成30年、私立学校教職員共済（以下「私学共済」という。）については平成39年に厚生年金保険の保険料率(18.3%)に統一する。

③ 加入者及び事業主(国・地方公共団体及び学校法人等)にとって急激な保険料負担増とならないよう、各共済年金の1・2階部分の新たな保険料負担の一部は、積立金を活用して負担する(2.参照)。

(2) 私学共済で別途徴収している年金事務費掛金については、統一される1・2階部分の保険料率に含まれるものとする。

## 2. 積立金の仕分け

(1) 各共済年金が保有している積立金については、厚生年金保険の積立金の水準に見合った額を仕分け、これを厚生年金保険の積立金とともに被用者年金制度の1・2階部分の共通財源に供する。具体的には、各共済年金の保険料で賄われる1・2階部分の支出に対して何年分に当たるかの水準が、厚生年金保険における当該水準と同一になるよう、各共済年金の積立金から、共通財源に供する積立金を仕分ける。

(2) 上記(1)により1・2階部分の共通財源に供する積立金を仕分けた後に各共済年金の財源として残る積立金を、現行の職域部分(3階部分)の廃止前の期間に係る給付費(既裁定年金及び未裁定の過去期間分(4.(2)参照))に充てる。

(3) その上で、更に各共済年金の財源として残る積立金については、1.(1)③及び4.(3)(4)のための原資に活用する。

### 3. 追加費用等

- (1) 国民負担を抑制する観点から税負担による追加費用を減額するため、公務員共済における恩給期間に係る給付について、恩給期間と共済年金制度発足時との負担の差に着目し、負担に見合った水準に減額する。ただし、受給者に係る生活の安定確保及び財産権の保障等の観点から、減額に当たって一定の配慮を行う。
- (2) 以上の考え方に基づき、税負担を財源とする恩給期間に係る給付について、次の①及び②により減額する。
  - ① 共済年金制度発足時の本人負担(対俸給8.8%の保険料のうち本人負担分 4.4%)よりも低い恩給期間の本人負担(恩給納金として対俸給2.0%)に見合った給付水準とするため、恩給期間に係る給付について、27%減額する。
  - ② ただし、恩給期間と社会保険方式による公務員共済期間の合計に係る給付について、
    - ア) 給付額に対する引下げ額の割合が10%を上回らないこととする
    - イ) 減額により、給付額が250万円を下回らないこととするとの措置を講じる。
- (3) 文官恩給についても、上記(1)(2)との均衡を考慮した給付水準の引下げ措置を講じる。
- (4) 税負担ではない国家公務員共済組合の郵政公社分及び厚生年金保険に統合した旧三公社等における追加費用について、税負担による追加費用と同様の取扱いとするかどうかは、更に検討する。

#### 4. 職域部分

- (1) 現行の公的年金としての職域部分(3階部分)は、平成22年に廃止する。
- (2) 現行制度に基づく既裁定年金の給付については存続する。ただし、追加費用による職域相当分については、3.(1)による減額の対象に含める。未裁定者については、これまでの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、公務員共済については下記(3)の仕組みの制度設計を踏まえて検討する。
- (3) 新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、この仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえ制度設計を行う。
- (4) 私学共済については、別途、廃止する現行の職域部分(3階部分)に代わる新たな年金を設けることを検討する。

#### 5. 積立金の管理・運用

- (1) 各共済年金の1・2階部分と厚生年金保険の積立金は、被用者年金制度の共通財源として一元的に管理・運用することを基本とし、運用利回り、基本的な資産構成割合、評価方法等の運用ルールは統一する。  
運用主体の在り方については、資金規模やその市場影響をどのように考えるか等の観点から、更に検討する。
- (2) 各共済年金の貸付等の独自運用については、その果たしている役割や運用の観点に立った評価等を踏まえ、必要な範囲で確保する方策を講じる。

## 6. 制度的な差異の取扱い

(1) 1・2階部分において各共済年金と厚生年金保険の制度が異なる点については、次のとおり各共済年金と厚生年金保険を揃える。

- ① 共済年金における遺族年金の転給制度については、厚生年金保険に合わせて廃止する。
- ② 厚生年金保険に合わせて、共済年金に被保険者資格の年齢制限及び障害給付に当たっての保険料納付要件を設ける。
- ③ 老齢給付及び障害給付に係る在職中の支給額の減額(支給停止)については、制度を統一する。これにより、60歳台前半の退職した公務員が厚生年金保険被保険者となる場合の減額について、60歳台前半の民間被用者に適用される、より厳しい減額方法とする。

(2) 制度的な差異が解消する時期が明らかな次の経過措置については、存置する。

- ① 厚生年金保険における女子の支給開始年齢
- ② 共済年金における60歳前の繰上げ支給

(3) その他の制度が異なる点については、上記(1)(2)の取扱いに準じて個々に検討する。

## 7. 事務組織等

(1) 事務組織等の取扱いについては、被用者全体での年金財政の一本化を前提とし、一元化にふさわしく、無駄のない効率的なものとする観点から、更に検討する。

(2) 事務組織の在り方にかかわらず、年金相談等の情報共有化を推進する。



「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」  
(平成18年4月28日閣議決定)に関する参考資料

○ これまでの経緯

○ 平成9年度 旧公企業体 (JR, JT, NTT) 共済組合を厚生年金に統合

○ 平成13年3月 閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」

1. 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ること基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。

① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合

② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化

③ 私学学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討

2. さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐ。

○ 平成16年年金改正法附則第3条第2項

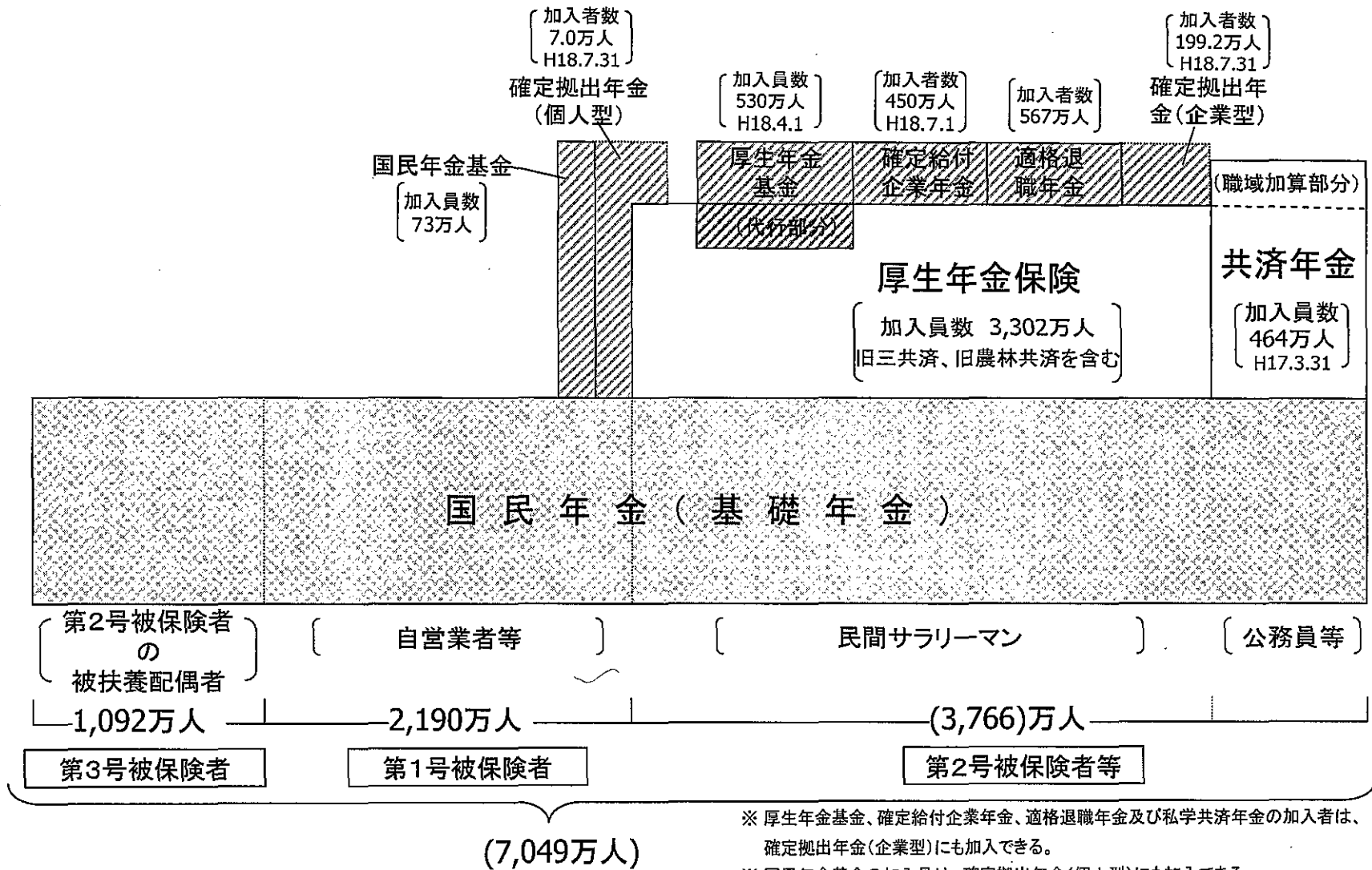
「前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。」

○ 平成17年9月28日 総理 (衆)本会議答弁

「既に、被用者年金の一元化に向け、制度間における給付や負担の水準の相違等、被用者年金制度の一元化を進めるに当たって検討すべき様々な課題について幅広く議論し、その処理方針をできる限り早く、取りまとめるよう指示したところであります。」

# 年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成18年3月末)



- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
- ※()内の数値は、時点が異なる数値を単純に合計して得られた暫定値。

## ○ 被用者年金制度の保険料率の統一

### 【現状】

○ 各制度に共通する給付（1・2階部分）に係る保険料率

(%)

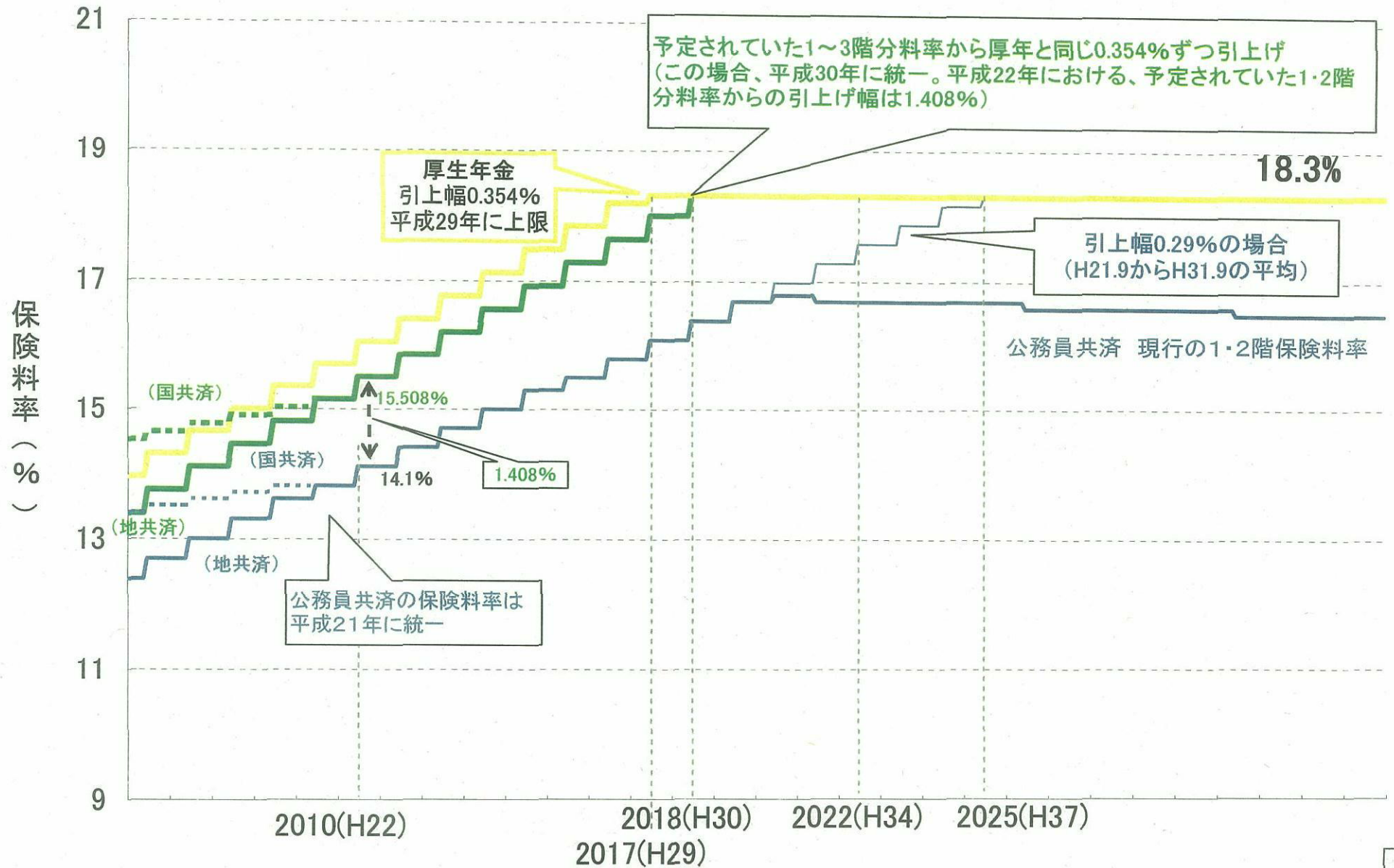
	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2006年度 (H18)	14.642	13.6	13.0	10.2
将 来	18.3	16.5～16.8		16.2～16.6
	2017年度以降 (H29～)	2020年度以降 (H32～)		2027年度以降 (H39～)

\* 社会保障審議会年金数理部会資料より

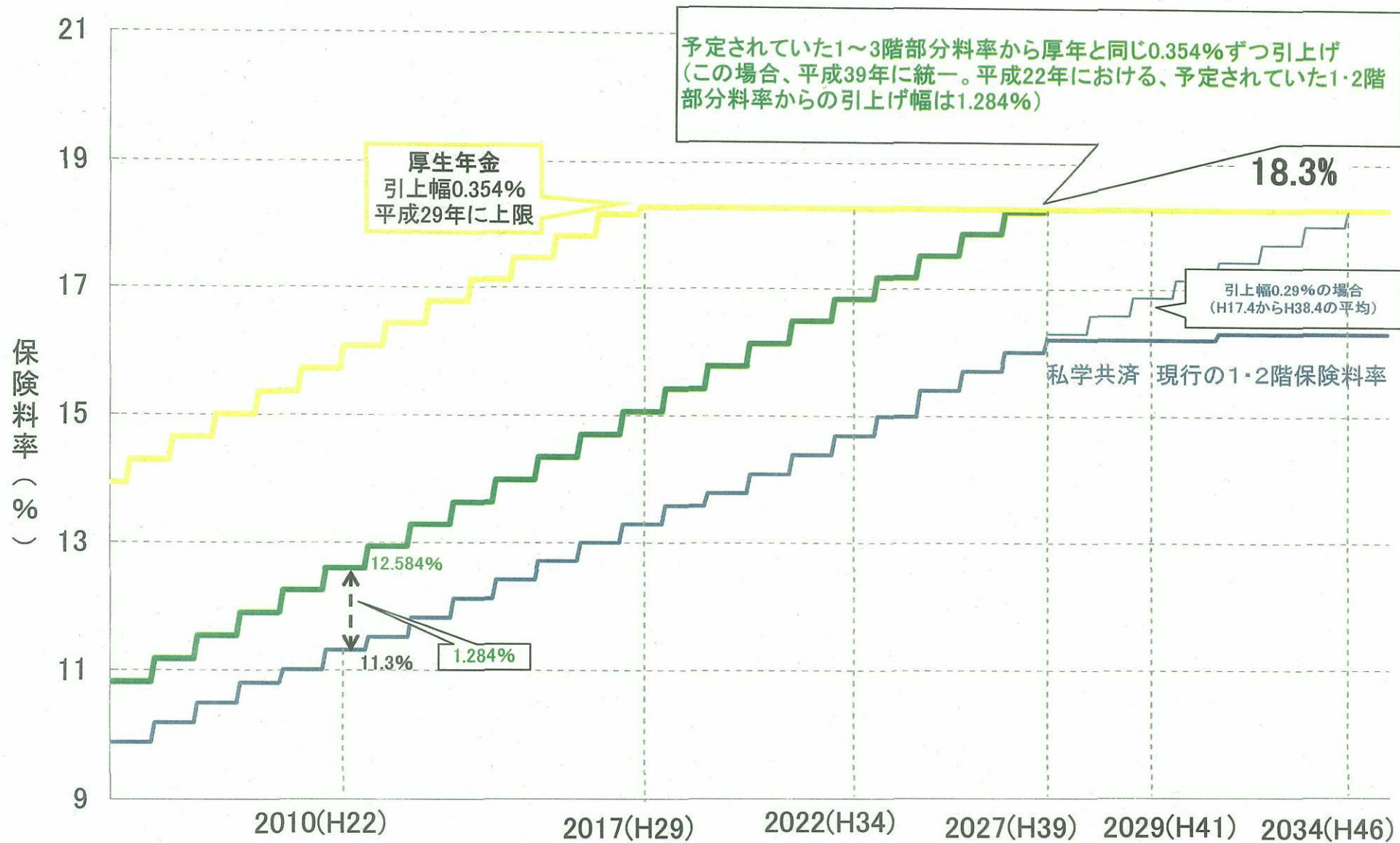
### 【基本方針】

⇒ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」における具体的な保険料率統一手スケジュールのイメージについては別紙参照

# 保険料水準の統一スケジュール（公務員共済）



# 保険料水準の統一スケジュール（私学共済）



## ○ 積立金の仕分け

### 【現状】

#### ○ 各制度の保有する積立金

(平成17年度末：簿価ベース)

制度	積立金額	備考
厚生年金	約132.4兆円	* 代行部分を含まない
国共済	約8.8兆円	} * 3階部分を含む
地共済	約38.8兆円	
私学共済	約3.3兆円	

(※⇒他に付属資料P②参照)

### 【基本方針】

⇒ 「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」における積立金の具体的な仕分けの考え方については別紙参照

## 積立金の仕分けについて

- 現在の共済年金は、1・2階部分と3階部分が一体の年金財政になっているため、積立金も1・2階部分と3階部分の区分がないが、被用者年金の一元化に際しては、1・2階部分の給付のみを行っている厚生年金の積立金の水準に見合った額を1・2階部分の給付に充てられるべき積立金として明確に仕分ける必要がある。
- この場合、厚生年金とのバランスを確保するため、保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対比して何年分を保有しているかという積立金の水準が揃うように、1・2階部分の積立金を仕分けることとする。

$$\frac{\text{共済における1・2階積立金}}{\text{共済における1・2階支出}} = \frac{\text{厚生年金における積立金}}{\text{厚生年金における支出}}$$

# 共済年金の職域相当部分について

— 40年加入の場合 —

[ 厚生年金 ]

[ 共済年金 ]

		( 企業年金 )		
夫 分	老齢厚生年金(報酬比例年金)	100,575円 (330,120円 × 7.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)	20% 職域相当額 20,115円 (330,120円 × 1.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)	夫 分
	老齢基礎年金	66,008円		
妻 分	老齢基礎年金	66,008円		妻 分
合計		232,592円		8.7% 合計
				252,708円

※ 平成18年度価格

(注1) 年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円 × 0.917)を年金算定上の報酬額として計算したものであり、職域相当額は、これをもとに機械的に計算したものの。

(注2) 職域相当部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものである。

(注3) 職域相当額については、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、厚生年金相当部分の2割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の8%程度(国共済の17年度の平均支給額は1.4万円)を上積み(労使折半負担)することとしたものである。

(注4) 私学共済については、国共済に準じた給付設計がなされている。



## 遺族共済年金の転給制度について

- 遺族共済年金を受給することができる「遺族」は、死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫及び祖父母とされており、遺族共済年金を受給する順位は次のとおりとされている。（厚生年金と同じ。）

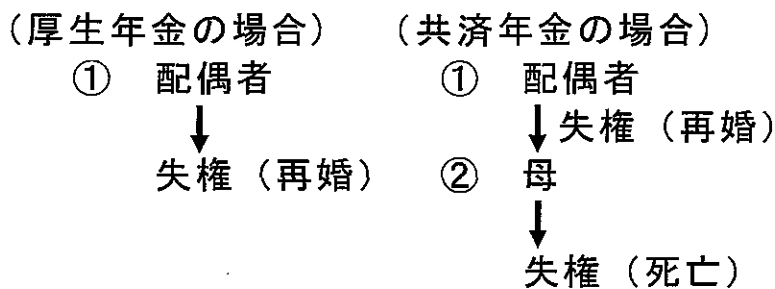
- ① 配偶者及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

- 先順位者が失権した場合には、次順位者に支給（転給）される。（共済年金のみ。）

（参考）「転給制度」の事例

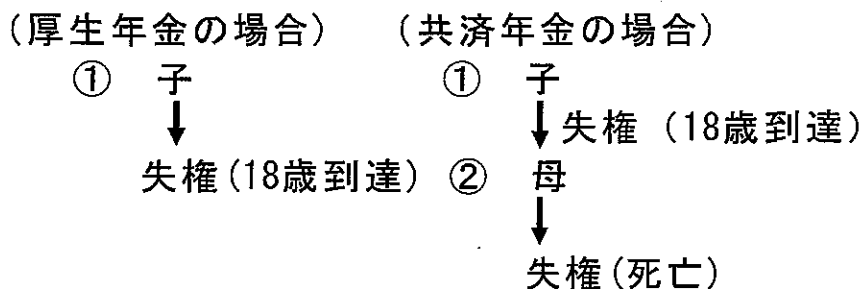
[事例 1]

「遺族」が、①配偶者と②母の場合



[事例 2]

「遺族」が、①子と②母の場合



支給開始年齢早見表

	厚生年金						共済年金				
	定額部分		報酬比例部分		坑内員・船員		一般		特定警察職員等		
	男子	女子	男子	女子	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分	
昭和7.4.1以前	60	55	60	55	55	55	※		55	55	
昭和7.4.2～昭和8.4.1	〃	56	〃	56	〃	〃			56	56	
昭和8.4.2～昭和9.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
昭和9.4.2～昭和10.4.1	〃	57	〃	57	〃	〃			57	57	
昭和10.4.2～昭和11.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃	
昭和11.4.2～昭和12.4.1	〃	58	〃	58	〃	〃			58	58	
昭和12.4.2～昭和13.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃		60	60	〃	〃
昭和13.4.2～昭和14.4.1	〃	59	〃	59	〃	〃		〃	〃	59	59
昭和14.4.2～昭和15.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃
昭和15.4.2～昭和16.4.1	〃	60	〃	60	〃	〃		〃	〃	60	60
昭和16.4.2～昭和17.4.1	61	〃	〃	〃	〃	〃	61	〃	〃	〃	
昭和17.4.2～昭和18.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和18.4.2～昭和19.4.1	62	〃	〃	〃	〃	〃	62	〃	〃	〃	
昭和19.4.2～昭和20.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和20.4.2～昭和21.4.1	63	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	〃	
昭和21.4.2～昭和22.4.1	〃	61	〃	〃	56	56	〃	〃	〃	〃	
昭和22.4.2～昭和23.4.1	64	〃	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	〃	
昭和23.4.2～昭和24.4.1	〃	62	〃	〃	57	57	〃	〃	〃	〃	
昭和24.4.2～昭和25.4.1	65	〃	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	〃	
昭和25.4.2～昭和26.4.1	〃	63	〃	〃	58	58	〃	〃	〃	〃	
昭和26.4.2～昭和27.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	〃	
昭和27.4.2～昭和28.4.1	〃	64	〃	〃	59	59	〃	〃	〃	〃	
昭和28.4.2～昭和29.4.1	〃	〃	61	〃	〃	〃	〃	61	64	〃	
昭和29.4.2～昭和30.4.1	〃	65	〃	〃	60	60	〃	〃	〃	〃	
昭和30.4.2～昭和31.4.1	〃	〃	62	〃	〃	〃	〃	62	65	〃	
昭和31.4.2～昭和32.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32.4.2～昭和33.4.1	〃	〃	63	〃	〃	〃	〃	63	〃	〃	
昭和33.4.2～昭和34.4.1	〃	〃	〃	61	61	61	〃	〃	〃	〃	
昭和34.4.2～昭和35.4.1	〃	〃	64	〃	〃	〃	〃	64	〃	61	
昭和35.4.2～昭和36.4.1	〃	〃	〃	62	62	62	〃	〃	〃	〃	
昭和36.4.2～昭和37.4.1	〃	〃	65	〃	〃	〃	〃	65	〃	62	
昭和37.4.2～昭和38.4.1	〃	〃	〃	63	63	63	〃	〃	〃	〃	
昭和38.4.2～昭和39.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	63	
昭和39.4.2～昭和40.4.1	〃	〃	〃	64	64	64	〃	〃	〃	〃	
昭和40.4.2～昭和41.4.1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	64	
昭和41.4.2～昭和42.4.1	〃	〃	〃	65	65	65	〃	〃	〃	〃	

※ 支給開始年齢早見表

生 年 月 日	支給開始年齢		
	退職共済年金	繰上げ退職共済年金 (自己都合退職)	繰上げ退職共済年金 (勸奨退職)
昭和 5. 7. 1 以前	5 6	5 1	4 6
昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1	5 7	5 2	4 7
昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1	5 8	5 3	4 8
昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1	5 9	5 4	4 9

※ 勸奨退職の場合、生年月日区分のほか退職日による区分もある。

- ・昭和 5. 7. 1 以前 「昭和 6 1 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 1 日以前に生まれた者」
- ・昭和 5. 7. 2～昭和 7. 7. 1 「昭和 6 1 年 7 月 1 日から平成元年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 5 年 7 月 2 日から昭和 7 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・昭和 7. 7. 2～昭和 9. 7. 1 「平成元年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 7 年 7 月 2 日から昭和 9 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」
- ・昭和 9. 7. 2～昭和 11. 7. 1 「平成 4 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者又は昭和 9 年 7 月 2 日から昭和 1 1 年 7 月 1 日までの間に生まれた者」

(参考) 自衛官の退職共済年金の支給開始年齢の特例

区 分	支給開始年齢
平成 3 年 6 月 3 0 日以前に退職した者	5 5 歳
平成 3 年 7 月 1 日から平成 4 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 6 歳
平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 7 歳
平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 8 歳
平成 6 年 7 月 1 日から平成 7 年 6 月 3 0 日までの間に退職した者	5 9 歳